

登録免許税の納付方法に関する留意事項

◆ 納付について

「労働者派遣事業許可」及び「職業紹介事業許可」の許可申請1件につき、登録免許税として90,000円の納付が必要です。（無料職業紹介事業の許可申請については、登録免許税の納付は必要ありません。）

なお、許可更新の際には、登録免許税を納付する必要はありません。

◆ 納付方法について

許可申請者が国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行や郵便局）または茨城労働局を管轄する「水戸税務署」で、登録免許税を納付し、領収証書（原本）を許可申請書とあわせて提出（貼付せず）してください。

納付書は、最寄りの税務署か茨城労働局需給調整事業室で入手してください。

なお、領収証書（原本）を紛失した場合は、再度納付する必要がありますので、ご注意ください。

納付書に記載する項目

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・税目：221 | ・科目：「トウロクメンキョ」税 |
| ・税務署名：「ミト」税務署 | ・住所：法人住所 |
| ・税務署番号：00033317 | ・氏名：法人名 |

※下記記載例を参考に記載してください。

《登録免許税 納付書記載例》

The image shows a sample tax payment slip (納付書) with several fields highlighted by red boxes to indicate where information should be entered. The highlighted fields include:

- 納付書番号 (納付書): 06221
- 税務署番号 (税務署番号): 00033317
- 税目 (税目): トウロクメンキョ
- 本税 (本税): 90000
- 住所 (住所): 茨城県水戸市宮町1-8-△△
- 氏名 (氏名): 株式会社〇〇〇〇
- 金額 (金額): ¥90000

The slip also contains other information such as the tax office name (ミト), the amount in Japanese Yen (¥90000), and the taxpayer's name (株式会社〇〇〇〇).

記載する項目

※3枚複写になっておりますので、ボールペンなどで強めに記載してください。

登録免許税に関するQ&A

Q 1 登録免許税の納付書はどこで入手できますか？

A 最寄りの税務署で入手するか、もしくは、茨城労働局需給調整事業室に備え付けております。（銀行や郵便局にはありませんのでご注意ください。）

Q 2 最寄りの税務署から登録免許税の納付書をもたらしたところ、税務署番号が記載されています。水戸税務署の番号に訂正して納付することは可能ですか？

A 訂正しても問題ありません。ただし、納付する金融機関が受け付けてもらえるか確認してください。（金融機関が受け付けできるなら問題ありません。）
なお、会社名や住所などの訂正についても同様です。

Q 3 派遣事業と紹介事業の許可を申請する予定ですが、登録免許税をまとめて納付することは可能ですか？

A 派遣と紹介、それぞれの許可申請書に登録免許税の領収証書（原本）を添付する必要がありますので、別々に納付してください。
なお、間違ってまとめて納付した場合は、税務署にて還付請求をしてください。還付方法については、税務署に領収証書（原本）を持参し相談してください。

Q 4 登録免許税の領収証書（原本）を提出することになっていますが、原本を提出すると、会社の経理担当に困ると言われています。コピーの提出では駄目ですか？他に方法はありますか？

A 許可申請には、登録免許税の領収証書（原本）を厚生労働大臣あてに提出する必要があるため、コピーでの提出は不可です。